

連絡先

訴えの対象が牧師の場合、適切な連絡先は教区のclerkです。

(名前)

(住所)

(電話)

訴えの対象が教会員や牧師以外の指導者の場合、適切な連絡先は教会の牧師です。

(名前)

(住所)

(電話)

上記の人・名前を知らない場合は下記にご連絡下さい。

Susan Shaffer
Ministry and Church Vocations
The Presbyterian Church in Canada
50 Wynford Drive
Toronto ON M3C 1J7
Phone/電話:(416) 441-1111
又は 1-800-619-7301
(フリ ダイヤル)

『カナダ長老教会の性的虐待・ハラスメントへの対処に関するポリシー』(1998年)および『明確化陳述文』(2001年)は、カナダ長老教会の傘下にあるすべての教会に配付されています。

同ポリシー文書は、以下を通して入手することも可能です。

The Book Room
50 Wynford Drive
Toronto ON M3C 1J7
Phone: (416) 441-1111
又は 1-800-619-7301
Fax: (416) 441-2825

E-mail: bookroom@presbyterian.ca
(印刷物は\$6の費用がかかります。)
また、カナダ長老教会のウェブサイト
(www.presbyterian.ca)
の「Ministry and Church Vocations」
ページにも掲載されています。

教会は、神の愛を分かち合い、神の義を求める使命があります。教会は性的虐待が容認されない場所です。

カナダ長老教会

性的虐待・ ハラスメントへの対処 に関するポ リシー カナダ長老 教会

神の愛を分かち合い、神の
義を求める



性的虐待が容認され
ない場所

安全な場所

教会は、その多様な牧会活動において、コミュニティの中の安全な場所であり、性的虐待が許されないところとして知られるべきであります。これは私達の、クリスチャンとしての証しの一部です。従って教会の施設を活動に使うグループもこの政策（ポリシー、方針）の対象となります。また教会に仕える人、特に牧師、教会のリーダー、スタッフ、ボランティアなどは、性的行為、権威と力を行使する際にキリスト教倫理の原理に従うことが期待されます。

—
?
—

教会の政策（ポリシー、方針）

カナダ長老教会は、教会の指導者、スタッフ、ボランティアによるいかなる性的虐待、またはハラスメントも許さない。

性的虐待・ハラスメントは重大な結果をもたらします。従って当教会は、このような虐待もしくはハラスメントが教会の管轄下で発生しないよう最善を尽くします。性的虐待やハラスメントの訴えが発生した場合、教会は件に関わるすべての人に対し真面目に、敏感に、そして気遣いを持って対応し、訴える人も訴えられる人も公正に扱う必要があることを認知します。訴えはすべて、性的虐待・ハラスメントへの対応に関する教会のポリシーに基づき、調査され、対処されます。

セクシュアル アブュース（性的な虐待）とは何ですか？

性的虐待には次のものが含まれます。

- ◆ 望まれない性的接触
- ◆ 性交、性器の接触、ベッティング、愛撫、性的暗示を含む言葉、ポルノグラフィの展示
- ◆ カナダの刑法法典で定義されている子供・青少年に対する性的暴行その他の性的犯罪
- ◆ 性的嫌がらせ行為
- ◆ 配偶者への暴力

セクシュアル ハラスメント（性的な嫌がらせ）とは何ですか？

セクシュアル ハラスメントとは以下のように定義されています。

- ◆ 嫌がらせ、あるいは相手が喜ばないことを理性的に知り得る性的言葉や行為（繰り返される性的発言、人の品位を下げるような身体接触も含む）
- ◆ 他者に助けを与えるか否かを決定する立場にある者による性的接近・誘い
- ◆ 性的接近・誘いを拒絶した者に対する権力を持つものによる報復または脅迫行為

指導者への制限

教会の指導者は権力と信頼を受ける立場にいます。これらの人はその指導、教会下の人と性的関係を持つてはなりません。

例えば、以下のことは容認されません。

- ◆ 青年会のリーダーがメンバーの一人と交際すること
- ◆ 牧師が、その教会下にいる人と性的接触を持つこと

訴えが生じた場合

もしもあなたが性的虐待もしくは性的嫌がらせの被害者だと感じたら、

- ◆ 真面目に受け止めて下さい。
- ◆ 加害者に、その行為が求められていないことを明確に伝えて下さい。
- ◆ 虐待行為の後で、何が起きたか、あるいは何が言われたか、性格に書き留め、陳述にサインして下さい。加害者から送られてきた手紙やメモを取っておいて下さい。このメモと陳述分は安全な場所に保管して下さい。
- ◆ あなたを手伝ってくれる人に連絡して下さい。（Page5参照）あなたの訴えはまじめに扱われます。

もしもあなたが性的虐待に会ったと感じる人、あるいは第三者から性的虐待行為に関する情報を受取った場合、

- ◆ 真面目に受け止めて下さい。
 - ◆ 適当な連絡先（Page5参照）に連絡を取って下さい。
- もしもあなたに対して性的虐待または嫌がらせの訴えが生じた場合、
- ◆ 教会の役員会または教区の適当な人（Page5参照）に訴えがあったことを伝えて下さい。

すべての訴えに対して…

教区または教会役員会は以下のことをします。

- ◆ 教会のポリシーに基づき訴えを調査し、対処する。
- ◆ 訴えた人、訴えられた人、そしてその家族らに対し牧会をする。
- ◆ 要望があればアドバイザーを提供する。

訴えた人とその家族は、訴えられた人と

- ◆ 交渉をするべきではありません。
- ◆ 個人的に会うべきではありません。